

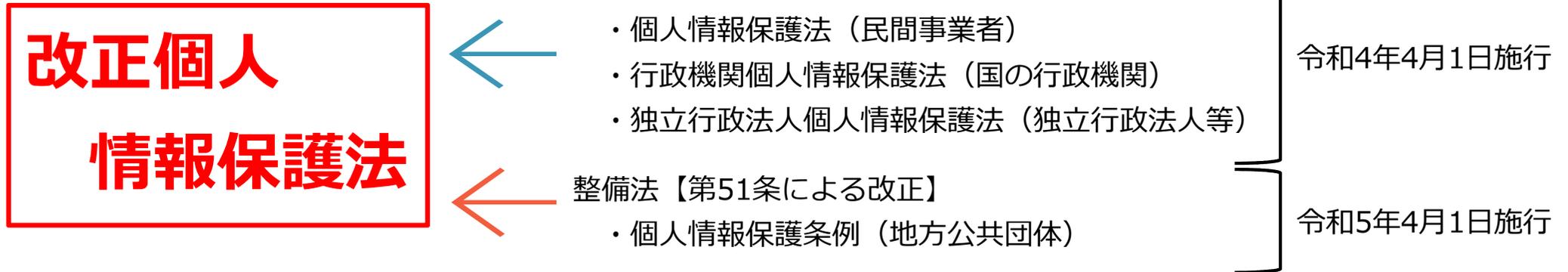


個人情報の保護に関する法律の改正に伴う 個人情報保護制度への対応について

2022年7月26日



- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第57号。以下「整備法」という。）第50条及び第51条の規定により、個人情報保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正



→官民の個人情報に関する制度が個人情報保護法へ統合

（国、民間事業者、地方公共団体で共通ルールを設定し、個人情報保護とデータ流通を両立）

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づき**デジタル社会の形成に関する施策を実施するため**、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の**関係法律について所要の整備を行う。**

概要**個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）**

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
- ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）**<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>**

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
- ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
- ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
- ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等
施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要するとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

- 公的部門（国の行政機関等・地方公共団体等）における個人情報保護の規律の考え方

別添個人情報保護委員会作成資料により説明

■ 寒川町における個人情報保護制度

平成11年に寒川町個人情報保護条例を制定し、現在まで運用中



改正個人情報保護法の施行（令和5年4月1日）に伴い、
個人情報保護に関する制度が

「条例」に基づく運用から

「法」に基づく運用に移行

寒川町個人情報保護条例
(廃止)



個人情報保護法
(改正)

個人情報保護法改正に伴う個人情報保護制度への対応について

■ 寒川町個人情報保護条例（現行条例）と改正個人情報保護法の規定の違い（1）

項目	現行条例	改正個人情報保護法
個人情報の定義	生存する個人に関する情報 （死者に関する情報は含まないと解釈）	生存する個人に関する情報と明確に規定
適用対象	町の全ての機関	議会を除いた町の機関
個人情報の取扱い	本人以外収集、目的外利用、オンライン結合、 要配慮個人情報の取扱いの制限等について、 条件付の取扱いとし、ケースにより審議会へ の諮問を要する	法令その他個人情報保護委員会が作成するガ イドラインに基づき取り扱う ※条例等により個別の個人情報の取扱いにつ いて制限を設けることは 許容されない
自己情報の開示請求 に係る手数料	無料 ※複写費及び郵送料は請求者負担	条例 で定める額 ※無料とすることも可能
個人情報保護制度に 関する帳票	個人情報取扱事務登録簿 ※個人情報を取扱う事務について作成	個人情報ファイル簿 ※個人情報を記録したファイルについて作成 ※ 条例 で定めることにより個人情報取扱事務 登録簿等を作成することは妨げない

個人情報保護法改正に伴う個人情報保護制度への対応について

■ 寒川町個人情報保護条例（現行条例）と改正個人情報保護法の規定の違い（2）

項目	現行条例	改正個人情報保護法
自己情報の開示、訂正及び利用停止請求の手続き	<p>自己情報の開示 請求から15日以内 (15日延長可能)</p> <p>訂正及び利用停止請求 請求から30日以内 (30日延長可能)</p> <p>請求可能者 本人、法定代理人又は特別事情があると認められる者の代理人 ※任意代理人不可</p>	<p>自己情報の開示 請求から30日以内 (30日延長可能)</p> <p>訂正及び利用停止請求 請求から30日以内 (30日延長可能)</p> <p>※条例により期間を短縮することが可能 請求可能者 本人、法定代理人又は本人の委任による代理人</p>
開示決定等への審査請求に対する裁決	現行条例に基づき寒川町個人情報保護審査会を設置し、当該審査会への諮問を経て裁決	条例 により行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関（寒川町個人情報保護審査会等）を設置し、当該機関への諮問を経て裁決
審議会等の附属機関への諮問	個別の個人情報の取扱いのほか、個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての意見聴取を要する場合	専門的知見の意見聴取が「特に必要」な場合 ※個人情報保護の制度の運営に関する事項については、個人情報保護委員会が所管する事項のため諮問することは許容されない

個人情報保護法改正に伴う個人情報保護制度への対応について

■ 寒川町個人情報保護条例（現行条例）と改正個人情報保護法の規定の違い（3）

項目	現行条例	改正個人情報保護法
匿名加工情報	規定なし	特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該個人情報を 復元できないよう にした情報
仮名加工情報	規定なし	他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報

参考：行政機関等における匿名加工情報（以下「行政機関等匿名加工情報」という。）の取扱いは、次のとおり

- (1) 提案の募集を実施
- (2) 民間企業等からの提案
- (3) (2)の提案を審査
- (4) (3)の審査結果、適と認められた提案について、作成に係る契約を締結（※要手数料）
- (5) (4)の契約に基づき行政機関等匿名加工情報を作成し、当該提案者に対し、提供
- (6) (5)で作成した行政機関等匿名加工情報について、個人情報ファイル簿に記載
- (7) (6)で記載した行政機関等匿名加工情報について、他の民間企業等から利用の提案
- (8) (7)の提案について、審査を行い、適と認められたときは、当該行政機関等匿名加工情報を提供（※要手数料）

※ (1) 提案の募集は、**当分の間、都道府県及び政令指定都市のみ義務付けられる。**

■ 改正個人情報保護法の適正かつ円滑な運用

及び統一的な運用を確保するための指針等

- (1) 個人情報保護委員会が次の指針等を整理、作成し、公表
- (2) 地方公共団体への適用部分については技術的助言としての性格を有するもの
- (3) 実質的には法令及びこれらの指針等に基づき、地方公共団体は個人情報保護に関する事務を行う。

- 1 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）
- 2 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）
- 3 個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）

1 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）

→個人情報の適正な取扱いを確保することを目的として、改正個人情報保護法の規定に基づき具体的な指針として定めたもの

2 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

→個人情報等の適正な取扱いに関し、行政機関等の職員の事務処理の手順やその際に参考となる法令の条項等の考え方その他各行政機関等において開示等求に係る審査基準を定める際の参考となる事項を整理したもの

3 個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）

→個人情報の取扱い及び法令の解釈等について、具体的なケースに対応するため、地方公共団体等から寄せられた質疑に対する応答をまとめたもの

■ ガイドラインに基づき条例で定めることを検討する範囲

1 条例で定める必要がある事項

- (1) 自己情報開示請求に係る手数料
- (2) 提案された行政機関等匿名加工情報利用に係る手数料
- (3) 既存の行政機関等匿名加工情報利用に係る手数料

2 必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

- (1) 行政機関等匿名加工情報加工における情報公開条例の規定との整合を図る規定
- (2) 条例要配慮個人情報を定める規定
- (3) 開示手続等における情報公開条例の規定との整合を図る規定
- (4) 旧条例に基づく従前の規制行為の罰則に関する経過措置

3 条例で定めることが妨げられるものではない事項

- (1) 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表
- (2) 審査請求先の特例
- (3) 開示の手続、開示の手続の延長、訂正の手続及び利用停止の手続に係る日数の短縮
- (4) 法により許容される範囲内における諮問行為

個人情報保護法改正に伴う個人情報保護制度への対応について

■ 条例で定める必要がある事項

項目	現行条例における規定	新条例における整理及びその理由	
(1) 自己情報開示請求に係る手数料を定める規定	無料 ※写しの作成費用及び郵送に係る費用については請求者負担とする。	「無料」として規定する ※ただし、写しの作成費用及び郵送に係る費用については請求者負担とする。	現行条例の制度設計を踏襲
(2) 提案された行政機関等匿名加工情報利用に係る手数料を定める規定	匿名加工情報に関する制度自体がないため、規定なし	規定しない	行政機関等匿名加工情報の提案の募集は、当分の間、都道府県及び政令指定都市のみに義務付けられたものであるため
(3) 既存の行政機関等匿名加工情報利用に係る手数料を定める規定	匿名加工情報に関する制度自体がないため、規定なし	規定しない	行政機関等匿名加工情報の提案の募集は、当分の間、都道府県及び政令指定都市のみに義務付けられたものであるため

個人情報保護法改正に伴う個人情報保護制度への対応について

■ 必要に応じて条例で定めることが考えられる事項

項目	現行条例における規定	新条例における整理及びその理由	
(1) 行政機関等匿名加工情報加工における情報公開条例の規定との整合を図る規定	匿名加工情報に関する制度自体がないため、規定なし	<u>規定しない</u>	行政機関等匿名加工情報の提案の募集は、当分の間、都道府県及び政令指定都市のみに義務付けられたものであるため
(2) 条例要配慮個人情報を選定する規定	思想、信条、社会的身分等について要配慮個人情報として定め、その取扱いについて制限	<u>規定しない</u>	現行条例の規定と改正法における要配慮個人情報の範囲に差異がないため ※条例において要配慮個人情報の取扱いの制限することは許容されない
(3) 開示手続等における情報公開条例の規定との整合を図る規定	寒川町情報公開条例との整合を図りながら、現行条例を制定したため、不整合がない	<u>規定しない</u>	寒川町情報公開条例の非公開情報に関する規定と改正法における不開示情報に関する規定に差異がないため
(4) 旧条例に基づく従前の規制行為の罰則に関する経過措置の規定	—	<u>経過措置について規定する</u>	旧条例の廃止前に行われた違反行為の罰則を設ける

個人情報保護法改正に伴う個人情報保護制度への対応について

■ 条例で定めることが妨げられるものではない事項

項目	現行条例における規定	新条例における整理及びその理由
(1) 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表に関する規定	個人情報を取扱う事務について、個人情報取扱事務登録簿を作成し、管理	<u>規定しない</u> 個人情報取扱事務登録簿の町民の利用状況等に鑑み、改正法に基づき個人情報ファイル簿の作成及び公表により運用を行うため
(2) 審査請求先の特例に関する規定	地方公共団体の行った処分等についての審査請求先は、最上級行政庁たる市町村長	<u>規定しない</u> 現行条例の運用と変更がないため
(3) 改正法に規定される開示の手續、開示の手續の延長、訂正の手續及び利用停止の手續に係る日数の短縮に関する規定	開示手續 請求から 15日 以内に開示等決定 開示手續の延長 やむを得ない理由等がある場合、 15日 延長可能	<u>改正法による「30日以内」を現行条例の運用である「15日以内」として規定する</u> 現行条例との均衡を保つため
(4) 改正法により許容される範囲内における諮問行為に関する規定	個別の個人情報の取扱いのほか、個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての意見聴取を要する場合等において寒川町個人情報保護制度運営審議会に諮問	<u>制度運営に関する附属機関（現審議会）ではなく、審査会に諮問する旨規定する</u> 個人情報保護制度の運営において地方公共団体の裁量はほとんどなく、具体的な諮問案件について現時点で想定されないため

個人情報保護法改正に伴う個人情報保護制度への対応について

■ スケジュール

時期	項目
令和4年7月	寒川町全庁会議において、対応の方向性を決定（7月5日実施済）
	寒川町個人情報保護制度運営審議会に諮問・答申
	寒川町個人情報保護審査委員会に意見聴取
令和4年8月	答申及び審査会意見を踏まえ、寒川町個人情報保護法施行条例及び寒川町個人情報保護審査会条例案決定
令和4年9月	上記条例案についてのパブリックコメントを実施
令和4年10月	パブリックコメント実施結果を踏まえ、寒川町個人情報保護法施行条例及び寒川町個人情報保護審査会条例案確定
令和4年12月	上記条例確定案 議会提案
令和5年1～3月	町民向け周知、広報等
令和5年4月1日	改正個人情報保護法並びに寒川町個人情報保護法施行条例及び寒川町個人情報保護審査会条例 施行